

森町公告第 13 号

農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項の規定により、地域計画を定めるので、同法第 19 条第 7 項の規定により地域計画（案）を公告し、次のとおり縦覧します。

令和 8 年 2 月 25 日

森町長 太 田 康 雄



記

- 1 森町地域計画（案）の縦覧期間及び縦覧場所
 - (1) 縦覧期間
 - 自 令和 8 年 2 月 25 日（水）
 - 至 令和 8 年 3 月 10 日（火）
 - (2) 縦覧場所
 - 森町役場産業課（周智郡森町森 2101 番地の 1）
 - 森町ホームページ
- 2 意見書の提出
 - (1) 提出先
 - 森町役場産業課
 - (2) 提出方法
 - 森町役場産業課において配布する指定された意見書様式に必要な事項を記入のうえ、提出先へ持参するか、郵送により提出してください。
 - (3) 提出期限
 - 令和 8 年 3 月 10 日（火）
 - (4) 提出にあたっての注意事項
 - 提出先、提出方法、提出期限を遵守してください。
 - (5) 意見書の処理
 - 提出された意見書については、その要旨及び処理結果を、森町地域計画の公告と併せて公告します。